甲子園大学学則の一部改正について

令和６年４月１日施行の学則の内、令和５年６月20から施行されている部分のみ掲載しています。

甲子園大学学則（抜粋）

（略）

（他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第11条の３　教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合に準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第11条の４　教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

２　前項により与えることができる単位数は、前条第１項及び第２項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第11条の５　教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学の科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとしてみなすことができる。

２　教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第１項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

３　前２項により修得したものとみなすことができる単位数は、第11条の３第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）及び前条第１項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

４　第22条第１項第５号から第７号に該当する者が本学に編入学する場合は、第２項の規定を準用する。

（中略）

（編入学）

第 22 条　次の各号のいずれかに該当する者で、本学へ入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

(1) 大学を卒業した者

(2) 他の大学に在学する者

(3) 短期大学を卒業した者

(4) 高等専門学校を卒業した者

(5) 専修学校の専門課程(修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。) を修了した者

(6) 高等学校の専攻科の課程 (修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。) を修了した者

(7) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を我が国において履修した者

2　前項による入学志願者は、同項第 2 号に掲げる者にあっては現に在学する大学の長の許可書、第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる者にあっては卒業証明書、第 5 号及び第 6 号に掲げる者にあっては修了証明書、第 7 号に掲げる者にあっては卒業証明書又は修了証明書を、出願の際願書に添えなければならない。

3　第 1 項の規定により、入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに本学を卒業するために必要な在学年数については、教授会の意見を聴いて、学部長が決定するものとする。

4　編入学に関し必要な事項は、別に定める。

（中略）

附　則

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条の 3 から第 11 条の 5 までの改正規定及び第 22 条の改正規定は、令和 5 年 6 月 20 日から施行する。

以下、上記に係る新旧対照表

条項	新	旧
学則第11条の3	（他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等） 第11条の3　教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 ２　前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合に準用する。 （削除）	（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等） 第11条の3　教育上有益と認めるときは、本学と他の大学又は短期大学との協定に基づき、学生が当該大学又は当該短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。 ２　学生が前項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。 ３　前２項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合に準用する。
学則第11条の4	（大学以外の教育施設等における学修） 第11条の4　教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。 ２　前項により与えることができる単位数は、前条第１項及び第２項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。	（大学以外の教育施設等における学修） 第11条の4　教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。 ２　前項により与えることができる単位数は、前条第２項及び第３項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

学則第11条の5	（入学前の既修得単位等の認定） 第11条の5　教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学の科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとしてみなすことができる。 ２　教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第１項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。 ３　前２項により修得したものとみなすことができる単位数は、第11条の３第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）及び前条第１項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。 ４　第22条第１項第５号から第７号に該当する者が本学に編入学する場合は、第２項の規定を準用する。 （削除）	（入学前の既修得単位等の認定） 第11条の5　教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、短期大学又は高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生により修得した単位を含む。）を本学において修得したものとして認定することができる。 ２　前項に規定するほか、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第１項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。 ３　第２項により修得したものとみなすことができる単位数は、第11条の３第１項及び前条第１項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。 ４　第22条第１項第５号から第７号に該当する者が本学に編入学する場合は、第１項の規定を準用する。 ５　入学前の既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。
学則第２２条	（編入学） 第22条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学へ入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。 (1) 大学を卒業した者 (2) 他の大学に在学する者 (3) 短期大学を卒業した者 (4) 高等専門学校を卒業した者	（編入学） 第22条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学へ入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。 (1) 大学を卒業した者 (2) 他の大学に在学する者 (3) 短期大学を卒業した者 (4) 高等専門学校を卒業した者

	(5) 専修学校の専門課程(修業年限が２年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。) を修了した者 (6) 高等学校の専攻科の課程 (修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。) を修了した者 (7) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を我が国において履修した者 ２ 前項による入学志願者は、同項第２号に掲げる者にあっては現に在学する大学の長の許可書、第１号、第３号及び第４号に掲げる者にあっては卒業証明書、第５号及び第６号に掲げる者にあっては修了証明書、第７号に掲げる者にあっては卒業証明書又は修了証明書を、出願の際願書に添えなければならない。 ３ 第１項の規定により、入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに本学を卒業するために必要な在学年数については、教授会の意見を聴いて、学部長が決定するものとする。 ４　編入学に関し必要な事項は、別に定める。	(5) 専修学校の専門課程(修業年限が２年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。) を修了した者 (学校教育法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。) (6) 高等学校の専攻科の課程 (修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。) を修了した者 (学校教育法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。) (7) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を我が国において履修した者 (学校教育法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。) ２ 前項による入学志願者は、同項第２号に掲げる者にあっては現に在学する大学の長の許可書、第１号、第３号及び第４号に掲げる者にあっては卒業証明書、第５号及び第６号に掲げる者にあっては修了証明書、第７号に掲げる者にあっては卒業証明書又は修了証明書を、出願の際願書に添えなければならない。 ３ 第１項の規定により、入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに本学を卒業するために必要な在学年数については、教授会の意見を聴いて、学部長が決定するものとする。 （追加）